

## 第7回東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会議事要旨

- 1 日時 平成12年1月31日(月) 18:00~20:00
- 2 場所 東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6
- 3 出席者  
〔委員〕 江尻委員、加藤委員、樋口委員、松原委員、武藤委員、山崎委員、寄本委員、和久井委員、渡戸委員  
〔事務局〕 喜名生活文化局市民活動担当課長  
〔オブザーバー〕 市民活動の促進に関する連絡調整会議 幹事  
〔傍聴者〕 2名
- 4 議題 1 「協働の推進指針」中間答申の骨子(案)について  
2 その他  
3 今後の開催予定について
- 5 配付資料  
資料1 「『協働の推進指針』中間答申の骨子(案)について」  
「『協働の推進指針』中間答申の骨子(案)について - 協働の推進に向けての  
具体策(方策) - 」  
資料2 「『協働の推進指針』中間答申の骨子(案)について - 委員提出 - 」  
資料3 「第6回東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会」議事要旨
- 6 会議内容  
(1) 「協働の推進指針」中間答申の骨子(案)について

資料1の「『協働の推進指針』中間答申の骨子(案)について」に基づき骨子案の説明を事務局から行なう。

- 資料2 「『協働の推進指針』中間答申の骨子(案)について - 委員提出 - 」に基づき、  
(A) 市民活動との協働の意義・必要性、(B) 都における協働の現状と課題、  
(C) 協働の推進の方策についての各項目を委員から説明。その後、質疑・意見交換。

質疑、意見等

- 〔委員〕 NPOとボランティア、どちらと協働するのか、協働の対象として同一視していいのかという点は非常に重要。まとめの際には、ボランティアにも何種類があることも踏まえるなど現状認識を行い施策を展開することが重要。
- 〔委員〕 都側の問題として職員の意識改革も非常に大事だが、NPO側が自立していない。協働をいまだに委託、行政からお金をもらうことと考えている現状が残念ながらある。NPO側としてどういう問題があるから協働が前に進んでいかないかということもはっきり捉えておく必要がある。
- 〔委員〕 理念を持つNPOが地域で活動する場合、地縁性の比較的強い自治会・町内会の了解を得ないと活動に支障をきたすなどの問題も多少散在する。
- 〔委員〕 町内会・自治会の担い手層が緩やかな世代交代期に入り、一方NPO側も地域で特定の問題に取り組むには地域団体との連携が必要とわかり、両者が歩み寄るなど発想が変わってきている。町内会・自治会・コミュニティ協議会など包括的な団体にも、組織力低下の中で住民のボランティアな一定の限定・選択参加の許容が求められている。
- 〔委員〕 スコットランドでは、住民税の2%補助で住民協議会的な市民団体が草の根の問題を自ら処理している。しかし、一般住民からは「公務員」である自治体職員には言えても、いわゆる「官僚化」した住民協議会の役員に対して意見が言いにくくなっている。地域の問題解決を民間が行うのに異論はないが、仕組みをよく考えないと住民がかえって困るとの指摘もある。
- 〔委員〕 官制の自治会・町内会といった既存のものとは違う形で、コミュニティを立ち上げる動きもあるが、これも又、新しいNPOとフィットできない状況がある。

コミュニティベースのストラグルを通してそれぞれのコミュニティが強くなる。

一方、自治体のNPO担当者によってNPOの理解に差があるので、研修の実施などによりNPOの理解を進める必要がある。

〔委員〕都区の諮問機関の地域代表として組織のトップの同一人物が、数多くの諮問機関の委員に選出されるなど委員の多様化・多元化は余り進んでいない。もっとオープンにいろいろな人が参加できるように変える必要がある。コミュニティベースを良い意味で育てていかなければならない。

〔委員〕公金をもって支援する性質から、支援対象団体の選択・優先順位つけに当たって、公平性などの観点を含む基準づくりが重要。

〔委員〕すべてのNPOに対して公平に調査・評価をするのは無理。やはり、NPOのミッションといったものが行政と呼応した団体、行政の募集に対応し積極的にアプローチなど行なった団体から選択せざるを得ない。

地域コミュニティでは、地域により濃淡をつけられないので公平性の原理がかなり問われる。コミュニティ活動に対する評価はコミュニティの委員と行政とが一緒に行う必要がある。

〔委員〕地方では「市民参加」というよりも「住民参加」が多い。首長が住民参加を強く打ち出し、従来型の町内会・自治会などの地縁団体以外のボランティア団体などに声をかけ、行政の考え方について意見を述べている姿が生まれてきている。こうした動きの中から、地域住民の方も税金の使い途など行政に関心を持つようになり、自分たちの役割・任務を担う動きも生まれている。住民参加のまちづくりの視点が大事である。また、介護分野などでは性別年齢を問わず参加の機会・雇用の機会がNPOによって生まれる。NPOの舞台は、若者・退職者あるいは一旦県外へ出た人のUターンの参加・雇用の場であり、地域を活性化させる役割を持つ。

〔委員〕NPOに委託を出せば協働・支援だとの議論があるが、企業への委託は協働なのか。協働は、行政・NPO双方のミッションによる達成範囲を核に、その後協働事業の範囲を議論する必要がある。

また、都の事業がどういうニーズから構成されているのかや政策決定プロセスがわからない。市民のニーズがどれだけ政策目的や事業に反映されているかの仕組みが前提になればNPOとのミッションのすり合わせができず、NPOとのジョイント基準も出てこない。単に委託が増えたからNPOとの協働が進んでいるとはいえない。

〔委員〕都のいわゆる外郭団体でも自立的活動ができる団体（インターメディアリーな外郭団体）の方が協働事業はしやすい。こうした場合、NPOと行政がゼロからスタートしてモデル事業・重点事業を実験的に実施する必要がある。その際NPO側のインターメディアリー組織も大きく関わってくる。また、協働の見直し・改善を行なう恒常的な諮問機関を置く必要がある。

〔委員〕外国ではまず「私」だけがあり、「公共」が出て、「政府」が出てくるとの発想があり、市民同士の助け合いを生かせる場面を、簡単に行政に譲らない。日本は初めから「官」があって、どうも「民」が先にあったという話は聞いたことがない。このように日本と外国とでは、行政と民間の役割分担の順序・根源にかなりの相違がある。

〔委員〕80年代後半から90年代に生まれた多面的な活動を様々なセクターと連携して共に育てることを根底にするべきで、その一部として行政との連携・協働が問われている。したがって、行政が理念的につくった条例はあまり成果が上がらない。基本は何かの視点を報告書できちんと踏まえておきたい。

〔委員〕援助の拡大が必ずしも行政依存を強めるものではない。アメリカピッツバーグの例では、運営費の3分の2くらい行政から出ている団体もある。しかし、3年に1回予算期に公の審議会の場で補助金の必要性や事業説明をしなければならぬシステムになっている。

日本の各種補助金制度がなかなか整理されない、透明性に欠けるといった問題

- を改善できれば、社会性・公共性の高い事業を民間側が行う場合に行政が資金支援しても、即行政依存の強まりとはならない。要は仕組み、コントロールの問題。
- 〔委員〕アメリカのUSエイド（連邦ODA）やUNC Rの実施部隊の4～6割はNGOの国際協力団体。予算の9割8分を公的資金に頼っている団体もあるが、自立性がないとは言われない。現地ニーズをきちんと把握し、適切なサービス、必要な開発援助など外務省ではできない事業について、政府とNPO・NGOとが協力関係を持つとの考えがある。日本のODAは、把握できないことは権威ある機関、例えば外国政府の要求は全部受け、現地のニーズは考えないでは国際協力団体の出る場面はない。その意味で、都が政策目的にどれだけ市民ニーズを反映させなければいけないと捉えているかで、協働関係が持てるか決まる。
- 〔委員〕日本は行政がし過ぎることが多い。市民がやろうとする事業を行政が大々的に始め事業をできなくしてしまうことがある。市民と行政が相互にどこまでやるべきかということ協議する仕組みをつくらないと、協働も官民の役割分担もうまくいかない。
- 〔委員〕市民ニーズは、行政が探すのではなく、市民側が出し、行政が窓口として受ける仕組みも必要。行政が良かれとして動いても、市民ニーズとかけ離れている部分が多い。市民ニーズを市民自身が出していける場の設定が必要。
- 〔委員〕具体例の一つとして、地域の国際活動団体が国際交流協会ができたため運営できなくなってしまった。行政がともすると地域の芽を摘んでしまう場合もある。
- 〔委員〕いままでは、ニーズ、必要だから始まるのが行政セクターの流れだった。これからは市民側の望み、ディマンスではないか。活動主体やニーズを持つ市民からのビルドアップをサポートするのが協働の前提。
- 〔委員〕行政がNPOと組むとき、行政ミッションを大局的に捉えてほしい。行政区域を越えて市民団体が合同で行ってこそより大きな政策目的が達成できる場合もあり、市民団体の利点を生かした政策目的の立て方が必要になる。

### （3）今後の開催予定について

次回は、中間答申の素案に基づき議論を進める。

## 7 次回の日程

日時 平成12年2月29日（火） 14:00～16:00  
会場 東京都庁第一本庁舎42階特別会議室B